

# テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2010年10月21日

内閣総理大臣 菅 直人 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

## 要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫してテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の社会的認知とその撲滅に取り組んでまいりました。この13年間の活動でテクノロジー・嫌がらせ両犯罪実態が極めて明瞭に理解されるようになりました。テクノロジー犯罪には電磁波や超音波など目に見えない媒体が使われていると考えられますが、それらを用いた武器によって、特定個人を拷問状態に置く手法、犯罪主体の意のままにコントロールしようとする手法、どこへ逃げようが隠れ場所がないまでに追い込む手法、さらに人的嫌がらせが加わってダメージを倍化させる手法、嫌がらせ犯罪を全国的規模で強固に意思統一して実行している手法、そのような犯罪が40年以上行われていることから、高度なテクノロジーを悪用する巨大な組織犯罪であることが明らかになってまいりました。

この組織犯罪により、標的とされた被害者は居ながらにして拷問状態に置かれ、どれほど苦しんでも理解されない周囲の無理解にさらに苦しめられ、家族や友人関係は破壊され、追い込まれた先は自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。これほど悪質な犯罪でありながら、それに起因して生じている現象を内的要因と捉えて対処しようとする社会体制が強固に構築されようとしております。これは情報を秘匿できる存在であってできることであります。その存在は両犯罪を仕掛けて世相を演出していると思えるほど大きな力をもっていることも想像できるようになりました。このことを考えますと被害者は国民すべてであることも分かってまいりました。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知ることは、今日起こっている世相を知ることであり、政治を行う者は知らなければならない現実であります。よって菅総理には是非とも本犯罪の本質をご理解頂きまして、情報を秘匿して国民をたぶらかし、誤った方向

に社会を動かそうとする悪しき力と断固として戦って頂きますよう要望致します。具体的には、吉村博人元警察庁長官に提出しました陳情項目、および安藤隆春現警察庁長官に提出しました要望事項を即刻実行して頂きますよう切に要望致します。また菅総理には薬害エイズ問題で大きな功績を残されました。本組織犯罪では、被害状況を診て精神疾患と誤診させる精神診療体制が築き上げられておりますことから、この診療方法の是正も必要であります。そのためにもテクノロジー犯罪の実態が明らかにされることが必要なのです。どちらにしましても情報公開で全て崩れ去る砂上の楼閣を犯罪主体は築き上げようとしていることは明らかであります。そのような愚から一刻も早く解放してやることであります。それが市民派総理と言われる菅総理に託された責務と考えます。民主党政権は官僚主導から政治家主導の政治への転換を目指しておりますが、その結果がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体主導の政治へと道を拓くことにならないよう方々ご注意のほどお願い申し上げます。両犯罪は確実に人類史に刻まれる極悪犯罪でありますから下記項目に絞って要望致します。

## 要望項目

1. 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」にある全陳情項目、および2010年9月16日付安藤隆春現警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」にあります全要望項目を即刻実行して下さい。
2. 要望項目1の進捗状況を絶えず書面にてお知らせ下さい。

## 参考

### 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て陳情項目

1. テクノロジー犯罪被害、人的嫌がらせ犯罪被害の実態をご理解いただき、全警察官が認識できるよう教育体制を整えて下さい。  
(そのために添付しました『被害者240人アンケート調査結果報告書』をご利用下さい。ご要望があれば当方が出向いて説明いたします。)
2. テクノロジー犯罪被害者、人的嫌がらせ犯罪被害者が警察窓口に相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。被害者の訴えをよく聞き、全国的な被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。
3. 科学警察研究所において、テクノロジー犯罪に利用される武器、装置、システムの調査研究およびそれらが利用された場合探知できるようにするための調査研究を徹底して下さい。
4. 警察大学校、管区警察学校において、テクノロジー犯罪、人的嫌がらせ犯罪を捜査できる人材を育成して下さい。

5. テクノロジー犯罪被害を捜査の対象とできるよう法を整備して下さい。
6. テクノロジー犯罪被害を捜査する専門の部署を県警単位で設けて下さい。
7. 人的嫌がらせ犯罪被害を捜査できるよう法を整備して下さい。
8. 人的嫌がらせ犯罪被害を捜査する部署を警察署単位で設けて下さい。

## 2010年9月16日付安藤隆春現警察庁長官宛て要望事項

要望事項1. テクノロジー犯罪における第一の基礎テクノロジー（つきまといテクノロジー）を握っているのは限られた人間と考えます。これを省庁横断的に情報収集して突き止めて頂きますよう要望致します。テクノロジー犯罪はこれまでの警察捜査の手法では労多くして益少ないものとなります。そのことから捜査の必要が生じないようにすることが肝要で、テクノロジー犯罪を発生させないことであります。それにはつきまといテクノロジーを掌握している部署を確定することです。そしていつでも捜査できるよう速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。

要望事項2. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが音声・映像送信の解明にも必要であります。加えて国民に知らされていない通信の最先端テクノロジーである、端末なしで特定個人に音声・映像を送信できるテクノロジーを掌握している部署を省庁横断的に調査して確定して下さい。そしてその部署もいつでも捜査できるよう速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。

要望事項3. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが人間コントロールテクノロジー解明のためにも必要であります。加えて国民に知らされていない人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動をコントロールするテクノロジーを掌握している部署を省庁横断的に情報収集して確定して下さい。そしてその部署をいつでも捜査できるよう速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。

要望事項4. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが身体攻撃テクノロジーを解明するためにも必要であります。加えて国民に知らされていない各種身体攻撃テクノロジー（GPSやスーパーコンピューターを用いて標的に命中させる技術を含めて）を掌握している部署を省庁横断的に調査して確定して下さい。そしてこの部署をいつでも捜査できるように速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。

要望事項5. 第一の基礎テクノロジーを掌握している部署を突きとめることが日本中どこへ移動しようがテクノロジー犯罪の影響下に置けるようにシステム化・ネットワーク化された設備を解明するためにも必要であります。このシステム・ネットワークを掌握している部署を省庁横断的に調査して確定して下さい。そしてその部署をいつ

でも捜査できるように速やかに法を整備して頂きますよう要望致します。(要望事項5は本要望書に適切な内容とするため多少書き換えてあります。)

尚、当 NPO では、被害者有志 33 名と私で『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』を出版致しました。ここに 1 冊謹呈致しますので是非ともお読み頂きますようお願い申し上げます。

#### 添付書類

1. 2008年5月13日付、吉村博人元警察庁長官宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」 1部
2. 2010年9月16日付、安藤隆春現警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」 1部
3. 『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』 1冊

以上

(\*添付書類3『テクノロジー犯罪被害者による被害報告集』は要望書文面には記載しましたが、窓口で受け取ってもらえませんでした。)